

愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会の傍聴に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会（以下、「委員会」という。）の会議の傍聴にかかる手続き、遵守事項その他必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員)

第2条 会議における傍聴者の定員は、会議の都度、決定する。

(傍聴の申込及び傍聴者の決定方法)

第3条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書により、事前に座長に申し込むものとする。なお、傍聴の申込みは原則として先着順に決定し、定員になり次第締切のものとする。傍聴者には傍聴証を交付する。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴者は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。

(座長の指示)

第7条 座長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴者がこの要領又は座長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

(報道関係者の取扱)

第8条 報道関係者は、第2条、第3条の規定に関わらず、会議を傍聴することができる。

2 第5条から第7条の規定は、報道関係者が委員会の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは、「報道関係者」と読み替えるものとする。

(附則)

この要領は、平成24年5月14日から施行する。